

# 特定猟具使用禁止区域(銃)の指定概要

|      |   |    |                  |    |          |
|------|---|----|------------------|----|----------|
| 番号   | ス   | 名称 | 大宇陀特定猟具使用禁止区域(銃) | 面積 | 2,949 ha |
| 指定期間 | 令和2年11月1日 から 令和12年10月31日まで  |    |                  |    |          |
| 指定区域 | <p>国道一六六号と桜井市と宇陀市との境界(女寄峠)の交点を起点とし、同所から同境界を北東進し、桜井市並びに平成十七年十二月三十一日における宇陀郡榛原町と大宇陀町(以下「旧榛原町と旧大宇陀町」という。)との境界の交点に至り、同所から旧榛原町と旧大宇陀町との境界を北東進し、南進し、県道高塚野依線との交点に至り、同所から同県道を西進し、北進し、国道三七〇号との交点に至り、同所から同国道を西進し、国道一六六号との交点に至り、同所から国道一六六号を南進し、道の駅宇陀路大宇陀に至り、同所から国道三七〇号を南進し、宇陀市と吉野町との境界の交点に至り、同所から吉野町と宇陀市との境界を北西進し、吉野町、桜井市及び宇陀市との境界の交点に至り、同所から桜井市と宇陀市との境界を北東進して起点に至る一円の区域</p> |    |                  |    |          |

## 参考図面

